

秋田市 農林部 だより

第5号

編集発行 秋田市農林部農林総務課

住所 秋田市八橋本町六丁目12-1

TEL (018)866-2115

FAX (018)864-4408

◇ 農林総務課内に6次産業担当を設けました。



市では、6次産業化（生産者による加工や販売への取組）の促進を図るため、今年度農林部農林総務課内に専任の「6次産業担当」を設けました。

担当官や専門員など、5名の専任スタッフを配置し、6次産業化に関する様々な相談に対応するほか、各種研修や普及啓発、支援事業等を実施してまいります。

事業の拡大を希望する方や新たに取り組もうとする方、興味がある方は、お気軽にご相談ください。

[お問い合わせ]

農林総務課 6次産業担当

TEL 866-2115



「わたしたちがお手伝いします。」

◇ 経営所得安定対策の今後のスケジュール

6/13～7/19	転作現地確認の実施 (この時期以外の作物は9月、10月確認)
9月中旬	転作確認結果の照会と承認印の押印依頼 今年度新規の不作付地(自己保全、調整水田)の改善計画策定依頼
9月下旬	畑作物(大豆・なたね・そば・小麦)の営農継続支払金の交付
12月上旬	米および転作作物の直接支払交付金の交付
2月中旬	平成26年産米の生産数量目標の配分・野帳の配布
3月下旬	畑作物(大豆、なたね、そば、小麦)の生産数量払金の交付

※農家の皆さんが本対策に係る各種書類を提出する際は、期限を厳守するようお願いいたします。

※来年度の対策内容については、今後国からの情報が入り次第、皆様にお知らせします。

[お問い合わせ] 農業農村振興課 水田総合利用担当 TEL 866-2116

◇ 秋田市農業経営安定資金のおしらせ

秋田市農業経営安定資金の融資限度額が、次のとおり拡大されました。

- ・市内で農業等を営む個人 750万円
- ・市内で農業等を営む任意団体および法人 1,500万円

利率は年利1%、償還期間は農業機械等が5年、農業施設・農用地等が10年です。
融資のご相談、申し込みはお近くのJA新あきた窓口へ

[お問い合わせ] 農林総務課 Tel 866-2115

◇ 野菜花き生産施設・機械等導入支援事業のおしらせ

販売目的で野菜・花きの栽培を行う農業者が、園芸用生産施設や機械等を導入する場合に支援を行います。



○補助対象および補助率

- | | | |
|-------------|-------|-------|
| ①園芸専用機械 | | 1/3以内 |
| ②園芸用ビニールハウス | 春～秋用 | 1/3以内 |
| 並びに附帯設備 | 周年栽培用 | 1/2以内 |

[お問い合わせ] 秋田市園芸振興センター
Tel 866-2518

◇ カメムシ防除を徹底しましょう！

斑点米の原因となるカメムシ類(特にアカスジカスミカメ)の被害を防ぐため、あぜ、休耕田、水田周辺の雑草地、農道などを地域で一斉に除草しましょう。

- 除草時期
- ・7月下旬(出穂の10日～15日前)まで
 - ・8月中旬(薬剤散布後5日以内)
 - ・収穫2週間前

刈り取った雑草は適正に処分してください。

[お問い合わせ] 農業農村振興課 生産振興担当
Tel 866-2116



◇ クマ出没に注意！

市では、「鳥獣被害防止計画」を策定し、ツキノワグマによる人身および農作物への被害防止に努めています。

森林の間伐や耕作放棄地などの草刈りを行い、見通しの良い環境づくりをすることで、里山への出没軽減に努めましょう。

クマを見かけた場合は、警察または市(農地森林整備課・市民サービスセンター)までご連絡ください。

[お問い合わせ] 農地森林整備課 Tel 866-2117

